

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定改正廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	01 基本	制定	B0641-5	製品の幾何特性仕様(GPS)～製品及び測定装置の測定による検査～第5部:指示測定器の適合性検査における不確かさ	Geometrical product specifications (GPS) — Inspection by measurement of workpieces and measuring equipment — Part 5: Uncertainty in verification testing of indicating measuring instruments	製品の寸法などについて指示測定器を用いて検査する場合における合否の判定については、JIS B 0641-1において、その考え方を明らかにしている。この考え方の中で、測定機器の適合性評価においても不確かさについて考慮して判定すべきことが規定されているが測定機器の不確かさをどのように扱うかについては規定されておらず、測定機器の適合性評価における不確かさについて様々な解釈が生じており、検査現場で混乱が生じている。不確かさの概念及び用語については、JIS B 0641-1の対応国際規格であるISO 14253-1と群をなすISO 14253-5において規定されていることから、これを基礎としたJISを制定し、JISとしてその取り扱いを明らかにする必要がある。	この規格の制定によって、測定機器の適合性評価における不確かさの考え方方が標準化されるので、測定機器の管理、校正及び取引の効率化が図られ、経済効率の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般 5 試験測定量 6 試験実施者責任基準 7 指示測定器の試験における具体的な問題	ISO 14253-5:2015, Geometrical product specifications (GPS) — Inspection by measurement of workpieces and measuring equipment — Part 5: Uncertainty in verification testing of indicating measuring instruments	MOD	第2条の該当号: 第4号(検査方法) 対象事項: 鉱工業品全般	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財團法人日本規格協会のWG	2020年8月	17.040.40	3	
JSA	05 電気	制定	C1513-2	電気音響—オクターブバンド及び1/1'オクターブバンドフィルタ(分析器)—第2部:型式評価試験	Electroacoustics Octave-Band and 1/1' Octave-Band Filters—Part 2: Pattern evaluation tests	フィルタ(周波数分析器)は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計とともに用いられる音響振動計測器である。国際規格であるIEC 61260が従来は1部構成であったが、今回の改正でサウンドレベルメータの規格であるIEC 61672シリーズと同様、パート制(Part 1～3)となって制定された。Part 1は仕様を、Part 2は型式評価試験の方法を、Part 3は定期試験の方法を定めたものである。さらに、従来は分析器としてのハードウェア性能を定めたJIS C 1513、フィルタ性能を定めたJIS C 1514の二つの規格が存在していたが、フィルタ性能を定めていたかった国際規格IEC 61260が、今回の分割制定でハードウェア性能も定めるようになった。IEC規格体系に合わせてJISも3部構成にするために、2018年からJIS化を進めているPart 1に続いて、Part 2であるこの規格を制定する必要がある。なお、この規格と同時に、定期試験方法を定めたPart 3についても合わせて制定する。	周波数分析器は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計と共に用いられ、音振動源対策や、測定データの信頼担保の他、建築音響に関する測定方法(JIS A1416他)、騒音源のパワーレベル測定方法(JIS Z 8732他)などで用いられる測定器である。この制定によって、最新の国際規格への整合により最新知識の維持を図るとともに、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化、貿易の円滑化などに資することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験のための供試品 5 表記及び取扱説明書 6 必要な設備及び一般要求事項 7 基準条件における試験 8 電磁環境に対する要求事項 9 周囲温度及び相対湿度の影響 10 試験報告書	C1513, C1514	IEC 61260-2:2016, Electroacoustics—Octave-band and fractional-octave-band filters—Part 2: Pattern-evaluation tests, Amendment 1:2017	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 計量器及び測定方法(周波数分析器)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	公益社団法人日本騒音制御工学会のWG	2020年4月	17.140.50	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第3条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作段間
JSA	05 電気	制定	C1513-3	電気音響-オクターブバンド及び1/Nオクターブバンドフィルタ(分析器)-第3部:定期試験	Electroacoustics Octave-Band and 1/N (Fractional) -Octave-Band Filters—Part 3: Periodic tests	フィルタ(周波数分析器)は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計とともに用いられる音響振動計測器である。国際規格であるIEC 61260が従来は1部構成であったが、今回の改正でサウンドレベルメータの規格であるIEC 61672 (JIS A 1416他)、騒音源のパワーレベルシリーズと同様、パート制(Par 1～3)となって制定された。Part 1は仕様を、Part 2は型式評価試験の方法を、Part 3は定期試験の方法を定めたものである。さらに、従来は分析器としてのハードウェア性能を定めたJIS C 1513、フィルタ性能を定めたJIS C 1514の二つの規格が存在していたが、フィルタ性能しか定めていなかった国際規格IEC 61620が、今回の分割制定でハードウェア性能も定めるようになった。IEC規格体系に合わせてJISも3部構成にするために、2018年からJIS化を進めているPart 1に続いて、Part 3であるこの規格を制定する必要がある。なお、この規格と同時に、型式評価試験を定めたPart 2についても合わせて制定する。	周波数分析器は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計と共に用いられ、音振動源対策や、測定データの信頼担保の他、建築音響に関する測定方法(IEC 61260-3:2016他)、騒音源のパワーレベル測定方法(JIS Z 8732他)などで用いられる測定器である。この制定によって、最新の国際規格への整合により最新知見の維持を図るとともに、生産・取引の合理化・効率化・取引の円滑化、貿易の円滑化などに資することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験のための供試品 5 適合性 6 事前検査 7 電源 8 環境条件 9 試験の一般要求事項 10 中間周波数における相対減衰量又は実効帯域幅偏差 11 直線動作範囲、測定範囲、レベルレンジ制御及び過負荷表示 12 直線動作範囲の下限 13 相対減衰量の測定 14 試験報告書	C1513, C1514	IEC 61260-3:2016 Electroacoustics -Octave-band and fractional-octave-band filters - Part 3: Periodical tests	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 計量器及び測定方法(周波数分析器)	法律の目的に適合している。 利点: イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	公益社団法人日本騒音制御工学会のWG	2020年4月	17.140.50	5	
JSA	06 電子	制定	C5954-6	光伝送用能動部品-試験及び測定方法-第6部:複心並列伝送リンク用光送・受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 6: Optical transmitting and/or receiving modules for multi fiber parallel transmission link	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5954-3で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つとして、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な複心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)があり、現在、その生産拡大とともに急速に普及が進んでいる。この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した、試験・測定方法の標準化の要望が強まってきている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、複心並列伝送リンクに関する試験及び測定方法のJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、急速に普及が進んでいる製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間ににおける製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュールの試験および測定方法 5 複心レーンでの試験に関する注意事項	-	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法) 対象事項: 複数並列伝送リンク用光送・受信モジュール	法律の目的に適合している。 利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	有(関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できるもの)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月	1					

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定改正廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C5954-7	光伝送用能動部品一試験及び測定方法 - 第7部: 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 7: Optical transmitting and/or receiving modules for single fiber wavelength division multiplexing	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5954-3で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つに、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な単心波長多重並列伝送(1波長当たり10Gbit/s～25Gbit/sのデータレートをもつ複数の波長を1本のファイバに通して伝送)があり、現在急速に普及が進んでいる。この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した、試験・測定方法の標準化の要望が強まっている。そのため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールに関する試験及び測定方法のJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールの試験および測定方法 5. 附属書(送信及び受信特性標準表)	-	-	-	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月		2
JSA	06 電子	制定	C5955-2	光伝送用能動部品一性能標準テンプレート - 第2部: 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Performance standard template - Part 2: Optical transmitting and/or receiving modules for multi fiber parallel transmission link	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5955-1で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つとして、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な複心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)があり、現在、その生産拡大とともに急速に普及が進んでいる。しかししながら、既存のJIS C 5955-1は、この複心並列伝送リンクで新たに規定された性能項目を網羅していない。そのため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、複心並列伝送リンクの性能標準に対応した性能標準テンプレートのJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、急速に普及が進んでいる製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュールの性能標準テンプレート	-	-	第2条の該当号: 第1号、第4号(性能、試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ	有(関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できるもの)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月		1		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	06 電子	制定	C5955-3	光伝送用能動部品一性能標準テンプレート－Part 3: 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュール	Fiber optic active components and devices –Performance standard template –Part 3: Optical transmitting and/or receiving modules for single fiber parallel transmission link	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールには、JIS C 5955-1で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)が主に使用されていたが、通信容量の急速な増加に伴い、伝送リンク台当たりの通信容量を拡大可能な単心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)の導入が急速に進んでいる。しかしながら、既存のJIS C 5955-1では、この単心波長多重並列伝送の性能項目を適用対象としておらず、この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した標準化の要望が強まってきている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、単心波長多重並列伝送の性能標準に対応した性能標準テンプレートのJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールの性能標準テンプレート	—	—	—	第2条の該当号: 第1号、第4号(性能、試験方法、測定方法) 対象事項: 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。 利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月	2		
JSA	06 電子	制定	C6121-1	光増幅器－第1部:通則	Optical amplifiers–Part 1: Generic specifications	現在、光増幅器(OA)及び光増幅器関連のアセンブリに関する通則として、用語及び定義、要求事項、品質評価、電磁両立性、測定方法等について規定するJIS C 6121が制定されている。この規格は2010年に改正されたが、その後、対応国際規格であるIEC 61291-1が2012年及び2018年に改訂され、また、光増幅器に関する国際規格及び技術文書である、IEC 61290規格群(測定方法を定める規格であり、JIS C 6122規格群として制定)、IEC/TR 61292-1(光部品性能パラメーター)及びIEC/TR 61292-3(分類法等)についても最近の技術・市場の実態を踏まえた改訂が行われている。 こうしたことから、最新の国際規格及び関連文書の技術的内容を反映した規格として充実を図るとともに、見直しに当たっては、規格利用者の利便性の向上を図るために、規格体系についてもIEC 61291規格群と整合させることが求められており、これらに対応するため、新たなJISを制定(JIS C 6121-1)する必要がある。これによって、JIS C 6121は廃止する。	この制定によって、規格体系がIEC 61291規格群と整合することから、規格利用者の利便性の向上が図られる。また、IEC 61291規格群(JIS C 6121-5-2, JIS C 6121-6-19等)及びIEC 61290規格群(JIS C 6122規格群)で用いる最新の用語及び定義などを盛り込むことで市場の混乱が避けられ、取引の円滑化、市場の拡大などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 要求事項 5. 品質評価 6. 電磁両立性(EMC)に関する要求事項 7. 測定方法 附属書JA(参考)光増幅器用光部品の各種パラメータ 附属書JB(参考)光増幅器の分類	C6121	IEC 61291-1:2018, Optical amplifiers–Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(品質、性能、試験方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。 利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年4月	33.180.30	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C6870-2-30	光ファイバケーブル 第2-30部:屋内ケーブル成端用テーブ形光ファイバケーブル品種別通則	Optical fiber cables – Part 2-30: Indoor cables – Family specification for optical fiber ribbon cables for use in terminated cable assemblies	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ベースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して標準化作業が継続されており、これに対応してJISの制定、改正及び見直しが行われている。 この規格は、屋内用テーブ形光ファイバケーブルについて規定するもので、JIS C6839として2003年に制定されているが、この対応国際規格であるIEC 60794-2-30が市場の実態に対応して2019年に改訂されたこと、及び引用している光ケーブルの機械特性試験に関する規格(JIS C 6851)が2019年に分割され、JIS C 6870-1-2、JIS C 6870-1-21、JIS C 6870-1-22、JIS C 6870-1-23及びJIS C 6870-1-24に移行されたことから、これらの変更に即した内容に改める必要がある。 なお、屋内ケーブルの国際規格の番号体系が総則(IEC 60794-2)、品種別通則(IEC 60794-2-10, IEC 60794-2-20及びIEC 60794-2-30)となっているのに対し、JISの体系は総則(JIS C 6870-2)、品種別通則(JIS C 6870-2-10, JIS C 6870-2-20及びJIS C 6839)となっており、整合していないため、今回、JIS C 6839を廃止し、JIS C 6870-2-30として新たに制定するものである。	【期待効果】 主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 総論 5. テーブ形光ファイバコードの構造 6. テーブ形光ファイバコードの寸法 7. テーブ形光ファイバコードの試験及び要求事項	JIS C 6839:2008	IEC 60794-2-30:2019, Optical fibre cables – Part 2-30: Indoor cables – Family specification for optical fibre ribbon cables for use in terminated cable assemblies	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、品質、構造、試験方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。 対象事項: 光ファイバケーブル	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	2		
JSA	05 気	制定	C60068-2-5	環境試験－電気・電子－第2-5部:地上レベルでの疑似日射並びに日射試験及び耐候試験の指針(試験記号 S)	Environmental testing - Part 2-5: Tests - Test S: Simulated solar radiation at ground level and guidance for solar radiation testing and weathering	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格の目的は、電気・電子機器に関する機器またはコンポーネントが実際の最終用途環境で、日光または窓ガラスを通した日光にさらされた時に発生する風化効果(温度、湿度)を再現することである。この制定原案の対応国際規格は、1975年に第1版が発行されてから、国際照明委員会によって発行されたランプの規格や太陽スペクトルの情報の取り入れ、熱影響試験以外に耐候性試験を取り入れなどの改訂をした第3版が2018年に発行された。携帯電話の普及や自動車の電子化に伴う電子製品・機器に対応した促進耐候試験としての活用が期待されることから、この規格を制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、電子機器や電子部品が日光にさらされた時に発生する風化効果(温度、湿度、及び/又はぬれ)を評価することが可能となり、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上、改善、国際取引の円滑化などに寄与することができる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 総論 5. 試験方法Sa:熱影響試験 6. 試験方法Sb:ぬれの有無による耐候性試験 7. 製品規格に規定する事項 8. 試験報告書に記載する事項	IEC 60068-2-5:2018, ENVIRONMENTAL TESTING - Part 2-5: Tests - Test S: Simulated solar radiation at ground level and guidance for solar radiation testing and weathering	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。 対象事項: 電子機器及びこれらの部品等	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月	1		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	05 電気	制定	C60695-11-11	火災危険性試験－電気・電子－第11－11部－非接触火炎源による着火に必要な熱流束の測定方法	Fire hazard testing – Part 11-11: Test flames – Determination of the characteristic heat flux for ignition from a non-contacting flame source	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、電気・電子機器等の故障によって発生する小さな炎に対する影響(C60695-11-5:ニードルフレーム試験方法)及び発生後の炎の相対的な燃焼率(C60695-1-10:50W試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法)などの火災発生源を模擬した試験方法が採用されているが、製品及び材料の着火性状を実際の火災で起こる入射熱流束によって評価する方法は確立されていない。そのため、実際の火災で想定される加熱強度(入射熱輻射)に対する製品及び材料の着火性状を、最新の火災安全学に則った熱流束を用いて試験し評価する方法を標準化する必要がある。 この評価方法について、我が国からIEC/TC89に国際提案し、2021年内にIEC 60695-11-11として発行される見込みであるため、この規格を対応国際規格としてJISを作成する。	【期待効果】 この規格の制定によって、従来の火災発生源を模擬するのではなく、最新の火災安全学に則って、火災に対する定量的安全性評価方法の規格ができ、この評価方法による火災安全性の知見に基づいて電気・電子製品が製造されることによって、火災に対する安全性の高い製品を消費者に提供できる。これによって、安全・安心な社会ニーズに貢献できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 試験原理 5. 試験装置 6. 試験試料 7. 試験条件 8. 試験方法 9. 試験結果の評価 10. データの精確度 11. 試験報告書	IEC 60695-11-11:2021 (改訂中) Fire hazard testing – Part 11-11: Test flames – Determination of the characteristic heat flux for ignition from a non-contacting flame source	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する評価方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。 対象事項: 電気・電子製品	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般財團法人日本規格協会のWG	2021年8月	1		
JSA	06 電子	制定	C61280-1-4	光ファイバ通信サブシステム試験方法 - 第1-4部: 光源エンサークルドフラックス測定法	Fiber optic communication subsystem test procedures - Part 1-4: General communication subsystems - Light source encircled flux measurement method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、マルチモード光ファイバリンクで使用される光源のエンサークルドフラックス測定法について規定するものである。 クラウドコンピューティング、オンデマンド配信、SNSなど様々な高付加価値ICTサービスの浸透により、膨大なデータを扱うデータセンターは、近年急速に拡大しており、そのデータ通信は、マルチモード光ファイバを用いる低コストで高速大容量な光ファイバリンクによるデータコム技術によって支えられている。 このマルチモード光ファイバリンクの損失及び通信特性の特徴において、測定のばらつき及び測定機器ごとの誤差を低減するためにマルチモード光ファイバの励振状態を規定する測定基準としてエンサークルドフラックスが開発され、一般的に用いられるようになった。このような背景から、この測定方法の国内での普及及び統一化推進のため、先に制定された国際規格を基礎として、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 規格を制定することにより、データコムの産業において、光ファイバ通信サブシステムの開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待されるとともに、光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、市場の拡大及び日本の産業界の活性化に寄与することができるようになるため、国際競争力の強化に繋がることが期待できる。 また、日本製品の品質の高さを広く評価されることができるようになるため、国際競争力の強化に繋がることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 記号 5. 試験装置 6. 試料及び標本 7. 幾何学的校正 8. 測定試験手順 9. エンサークルドフラックスの計算 10. 結果 11. 仕様情報 附属書A 測定感度の考察 附属書B マイクロポジショナを用いた幾何学的校正の理論 附属書C マイクロポジショナを用いた幾何学的校正手順	IEC 61280-1-4:2009, Fibre optic communication subsystem test procedures - Part 1-4: General communication subsystems - Light source encircled flux measurement method	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバ通信サブシステム	法律の目的に適合している。 対象事項: 光ファイバ通信サブシステム	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般財團法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	2		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	06 電子	制定	C61300-3-53	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-53部:検査及び測定マルチモード導波路(光ファイバを含む)からの三次元ファーフィールドデータに基づくエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)測定方法	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-53: Examinations and measurements - Encircled angular flux (EAF) measurement method based on two-dimensional far field data from multimode waveguide (including fiber)	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、マルチモードの光ファイバ及び光導波路は、日本国内も含めて、データセンターや車載用途といった、比較的短距離の高速通信用光ファイバ及び光通信デバイスでの利用が拡大している。 これらの特性を正確に評価することは、相互接続性を担保する上でも重要であり、国際的には、IEC 61300-3-53が2015年に制定され、光導波路を伝搬する励振モード特性の一つであるエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)の測定方法のうち、二次元のファーフィールド測定を基に算出する具体的な方法を定めている。2020年には、グレーデッドインデックス型のマルチモード光ファイバ、光導波路などを適用範囲に含めるなどの改訂も行われている。 一方、我が国においては、エンサークルドフラックス(EF)測定の元になるトランസｧֆｧンクｼｮﾝ測定方法については、JIS C 61300-3-43:2012で規定しているものの、EAFの測定方法については標準化されておらず、近年の高速通信用光ファイバ及び光通信デバイスでの利用拡大等に対応し、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国際規格との整合が図られた測定方法が確立され、国内での測定結果が国際取引でも使用できるようになり、市場の混乱回避と取引の円滑化が見込まれ、しいては市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.測定条件 5.装置 6.サンプリングと試料 7.幾何校正 8.測定手順 9.結果 10.個別規格に規定する事項 附録書D(規定) EAFテンプレートでの光学系	IDT	IEC 61300-3-53: 2020, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-53: Examinations and measurements - Encircled angular flux (EAF) measurement method based on two-dimensional far field data from multimode waveguide (including fibre)	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月	1		
JSA	06 電子	制定	C61760-3	表面実装技術－第3部:スルーホールリフロー(THR)はんだ付け用部品の標準的な方法(要求事項)	Surface mounting technology - Part 3: Standard method for the specification of components for through hole reflow (THR) soldering	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格の対応国際規格IEC 61760-3は、従来の挿入部品のリフローはんだ接続方法(プリント基板下から溶融はんだを吹き付けスルーホールに充填させ電極を接続する方法)に対して、挿入部品を表面実装プロセスであるリフローはんだ接続方法(スルーホールに充填するはんだペースト及び基板表面に印刷するはんだペーストを用いて、リフロー加熱により溶融させたはんだをスルーホールに充填させ電極を接続する方法)の、部品及びプロセスの詳細を規定するもので、2021年7月発行された。これによつて、部品業者及び実装業者間の品質トラブルなどの防止のみならず、実装業者のリフローはんだプロセス削減によるエネルギー削減、すなわち、環境への負荷低減の面からも必要な規格であることから、対応国際規格と整合したJISを制定する。	【期待効果】 この規格に基づくはんだ技術を採用することによって、部品業者と実装業者との受け渡し当事者間の品質トラブルなどがなくなるとともに、実装業者の表面実装プロセスはんだ付けでの実装不良の低減などを図ることが出来る。また、結果として、それらの基板を装着した電気・電子機器でのトラブルの防止につながるとともに、エネルギー削減による環境問題(CO2削減)への寄与に期待ができる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.部品設計及び部品規格への要求事項 5.スルーホールリフローはんだ付け工程の一般的な工程条件 6.スルーホールリフローはんだ付け工程における部品及び部品使仕様への要求事項及び開通試験 7.スルーホールリフロー実装品質判定基準	IDT	IEC 61760-3:2021, Surface mounting technology - Part 3: Standard method for the specification of components for through hole reflow (THR) soldering	第2条の該当号: 第2号、第4号(鉱工業品の設計方法 鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月	1		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	05 電気	制定	C62125	電力用及び制御用ケーブルの環境配慮に関する指針	Environmental considerations specific to insulated electrical power and control cables	【制定・改正する理由(必要性)】 昨今、環境配慮の重要性・必要性はますます高まっており、とりわけ地球温暖化対策として、世界的にCO2排出削減の取り組みが進んでいる。電線に関して、電線の導体サイズを適正化する(大径化すること)によって、通電時の電力損失が低減でき、これによりCO2削減及び省エネルギー化に貢献できる。この環境及び経済性に配慮した電線の導体サイズの適正化に関しては、我が国が中心となって国際規格化を進め、2019年9月にIEC 62125として発行された。このため、我が国においても、地球温暖化対策としてCO2排出削減の取り組みにより一層貢献していく観点から、こうした環境及び経済性に配慮した導体サイズの導入・普及を進めるための指針として、IEC 62125と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、我が国で使用される電力用及び制御用ケーブルの環境と経済性に配慮した導体サイズの適正化が促進され、無駄な電力損失の低減及び電力発電量の削減に寄与することで、我が国の総CO2排出量が0.9%削減できるとの試算もあり、地球温暖化対策に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義及び記号 4. 一般原理 5. 環境チェックリストの方法 6. ケーブルのライフサイクルアセスメント 7. 環境及び経済性を考慮した最適導体サイズ設計(ECSO) 8. 環境情報	—	IEC 62125:2019 Environmental considerations specific to insulated electrical power and control cables	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法、使用方法) 対象事項: 電力用及び制御用ケーブル	法律の目的に適合している。	利点: イ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月	1	
JSA	06 電子	制定	C62610-2	電気及び電子装置用の機械的構造－屋内キャビネットの熱管理－第2部：強制空冷構造の決定方法	Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 2: Method for the determination of forced air cooling	この規格は、機器の強制空冷の能力とエアフローの方向、及び収納するキャビネットの排気の能力などを勘案して、適切な空冷構造の決定方法を規定するものである。 キャビネット内に収納する機器(シャシー)は大半が強制空冷による冷却を採用している。現状では各種のサーバーやネットワーク機器は組み合われて1台のキャビネットに収容される場合が多く、こうした場合に、強制空冷の吸気と排気を一定方向に整合し、吸排気の能力を整合することによって適切な冷却が可能となる。しかしながら、従来はサーバーやネットワーク機器のメーカーが任意に空冷方法とエアフローをデザインしてきたため、キャビネットとその内部の機器のそれぞれの吸排気の能力とエアフローを整合させることができにくい状況があった。 このため、機器の強制空冷の能力とエアフローの方向、及び収納するキャビネットの排気の能力などを勘案した、適切な空冷構造を決定できる方法を標準化することが重要であるとの認識が高まり、我が国からの提案を受け、IEC 62610-2:2018が発行された。 今回、我が国が提案した国際規格を国内に早期に普及するため、JISを制定する必要がある。	制定によって、キャビネット内での強制空冷の最適化設計及びその実施が促進され、データーセンタ及び通信システムの構築において、設計品質の改善、生産性の向上及び省エネの推進などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 溫度条件 5. キャビネットの強制空冷能力のエアフローの仕様を決定するためのフローチャート 6. キャビネットのサーバールームへの配置と推奨エアフロー	TS C 62610-2	IEC 62610-2:2018 Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 2: Method for the determination of forced air cooling	IDT	第2条の該当号: 第1号(構造) 対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.240	4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C62610-5	電気及び電子装置用の機械的構造－屋内キャビネットの熱管理－第5部：屋内キャビネットの冷却性能	Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 5: Cooling performance evaluation for indoor cabinets	この規格は、電気及び電子機器用のきょう体の内で、屋内に設置される空冷方式のキャビネットについて、その冷却性能を概算する方法を規定するものである。これまで、市販されている標準寸法の汎用のキャビネットについては、内部に収納した機器に対する冷却性能の評価方法及び評価基準が標準化されていないことから、キャビネットを用いるシステムをデザインする場合、経験則や製造業者によるデータに頼るほしかなかった。このため、高性能化した電気及び電子機器があらゆる設置場所、設置環境で利用されるようになつた現状から、我が国からの提案に基づき、冷却性能の概算方法についての国際規格(IEC 62610-5)が2016年に発行された。電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進などを図るために、我が国が提案した国際規格のJISを制定する必要がある。	制定により、キャビネットの冷却性能が適切に評価されるようになり、このことによって、電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進に資することができる。また、電気電子機器用標準キャビネットを用いたシステムでの冷却の最適化が進むことから、省エネの推進に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 冷却方法の分類 5. 冷却性能 6. 計算方法の技術的根拠ヒシミュレーションによる妥当性の検証(附属書として記載)	IEC 62610-5:2016 Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 5: Cooling performance evaluation for indoor cabinets	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能) 対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.240	4	
JSA	06 電子	制定	C62610-6	電気及び電子装置用の機械的構造－屋内キャビネットの熱管理－第6部：屋内キャビネットのエア再循環及びバイパス	Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 Series - Part 6: Air recirculation and bypass of indoor cabinets	この規格は、電気及び電子機器用のきょう体の内で、屋内に設置される空冷方式のキャビネットについて、キャビネット内の冷却エアフローの品質指標である、再循環率とバイパス率の測定方法を規定するものである。電気及び電子機器用のキャビネットの冷却エアフローの評価では、キャビネットの構造、アクセサリ、搭載する機器の設置方法などの影響で、エアフローの再循環及びバイパスが発生し、冷却エアフローの特性値に差異が生じていたため、これらのばらつき要因を適切に管理することが重要になった。しかしながら、個別のキャビネットや、小規模なシステム構築におけるエアフローの再循環とバイパスについては、それらを定量化して評価する方法が標準化されていなかったため、高性能化した電気及び電子機器があらゆる設置場所及び設置環境で利用されるようになった現状から、この評価方法の国際規格(IEC 62610-6)が2020年に発行された。電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進などを図るために、我が国が提案した国際規格のJISを制定する必要がある。	制定により、キャビネットの冷却エアフローの再循環とバイパス率が適切に評価されるようになり、このことによって、電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進に資することができる。また、電気電子機器用標準キャビネットを用いたシステムでの冷却の最適化が進むことから、省エネの推進に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 再循環レベル 5. 再循環率とバイパス率の決定 6. 測定方法 附属書A ガミー熱負荷による循環率の測定方法	IEC 62610-6:2020 Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 6: Air recirculation and bypass of indoor cabinets	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.240	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	05 電気	制定	C62868-1	一般照明用有機EL(LED)光源－安全仕様 第1部:一般要求事項及び試験方法	Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般照明用有機EL(LED)光源の安全性に関する一般要求事項及び試験方法について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能を有している可能性があると共に、光源そのものが面発光であることから拡散板などの部材を必要とせずに均一な面発光を実現することが可能である。このため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光の損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギー光源として照明分野での普及が期待されている。また、我が国がその技術開発において世界をリードしてきた照明技術もある。 国際的には、IECにおいて、照明用有機ELの標準化の必要性が認められ、規格制定の検討がなされてきた。我が国は、IEC/TC34の主要メンバーとして参加してきており、2020年5月に照明用有機ELの安全性に関する一般的な要求事項を規定するIEC 62868-1, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and testsが発行された。 このため、我が国においても有機EL(LED)照明光源の、安全確保及び品質向上などを図るために、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 このJISの制定によって、安全性に関する一般的な要求事項及び試験方法について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能を有している可能性があると共に、光源そのものが面発光であることから拡散板などの部材を必要とせずに均一な面発光を実現することが可能である。このため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光の損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギー光源として照明分野での普及が期待されている。また、我が国がその技術開発において世界をリードしてきた照明技術もある。 国際的には、IECにおいて、照明用有機ELの標準化の必要性が認められ、規格制定の検討がなされてきた。我が国は、IEC/TC34の主要メンバーとして参加してきており、2020年5月に照明用有機ELの安全性に関する一般的な要求事項を規定するIEC 62868-1, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and testsが発行された。 このため、我が国においても有機EL(LED)照明光源の、安全確保及び品質向上などを図るために、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般 5 表示 6 構造 7 機械的強度 8 故障状態 9 線縁抵抗及び耐電圧 10 熱応力 11 沿面距離及び空間距離 12 耐熱性及び耐火性 13 光生物学的安全性 14 端子 15 照明器具設計のための情報 附属書C 内部短絡の試験方法	IEC 62868-1:2020, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and tests	MOD	第2条の該当号: 第1号(安全度) 対象事項: 一般照明用有機EL	法律の目的に適合している。 ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月	2			
JSA	07 情報	制定	C62960	ライフサイクル全般にわたる総合信頼性(ディベンドабилティ)レビュー	Dependability reviews during the life cycle	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、日本が提案し主導して取り組み、2020年に制定された国際標準IEC 62960 Dependability reviews during the life cycleをJIS化するものである。IEC 62960は、システムライフサイクルの全ての段階に適用できる技術的観点からの総合信頼性のレビュー方法に関するガイドラインを提供する。System of Systems (SoS)、Internet of Things(IoT)などの新しい傾向のシステムを含む幅広い分野に応用できる基本的なガイドラインである。IEC 61160 (Design review)は廃棄されIEC 62960に置き替えられた。ライフサイクル全体を通じてシステムの総合信頼性を向上させるために、国際規格と整合した総合信頼性のレビュー方法に関するガイドラインが国内でも求められており、このJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格は、製品やシステムの設計及び開発のみならず、ライフサイクルの構想及び定義、製造、据付け・運用及び保全、廃却の段階に従事する産業界の技術者及び責任者、これらシステムを販売する経営マネジメントにとって、インフラ輸出などを行なう日本製品の国内外市場展開時の品質改善や効率的な産業活動に寄与する。また、これらの国際取引に関わるプレーヤー及び利用者にとっては、消費者保護や安全確保に寄与するものである。この規格の制定によって、総合信頼性のレビュー方法が国内に広く普及し、国際産業競争力の強化や産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義及び略語 4 総合信頼性レビューの紹介 5 ライフサイクルにおける総合信頼性レビュー活動 6 総合信頼性レビュープロセスの実装	IEC 62960:2020 Dependability reviews during the life cycle	IDT	第2条の該当号: 第2号(鉱工業品の設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。 ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財團法人日本規格協会のWG	2021年7月	1			

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	業種 標準作成委員会	制定・改正／廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9028	マネジメントシステムのパフォーマンス改善－小集団改善活動の指針	Performance improvement of management systems - Guidelines for Small Group Improvement Activities	この規格は、小集団改善活動の指針を規定するものである。小集団改善活動は、問題解決・課題達成成人の育成・職場の活性化とを結びつける上で横断となる活動であり、その良否によって組織の成長・発展が大きく左右される。顧客・社会のニーズと組織の技術を結びつけて新たな価値を創造し続けるためには、ニーズや技術の変化にもなって生じる問題を解決し、課題を達成する必要がある。このためには、組織で働く全員がやる気をもって活動に参加し、相互に密接に協力しながら、その中で各人が持つ能力を伸ばし、活かすことが求められる。しかし、多種多様な人がいる組織においては、関心を示さない人がいたり、コミュニケーションが不足したりすることが少なくない。また、教育・研修に多大な時間をかけているにもかかわらず、人が育たず、折角の潜在的な能力を引き出せない場合もある。このような難しさを克服するために考えられた方法が「小集団改善活動」である。この活動は全ての部門・階層で実践する必要があり、重要なものであるが、広く活用できる適切な指針が示されていないことから、「小集団改善活動」とは何か、どう進めるのがよいかについて、組織ごと、研究者ごとに見解が異なっており、様々な混乱を生じる一つの原因となっている。また、この混乱が、組織において小集団改善活動を推進する上での大きな障壁となっている。このため、標準化された適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	この規格を制定することによって、多くの組織に適用可能な小集団改善活動の具体的指針が示され、適切な活動が実践されるようになることから、各職場・組織における問題・課題の効果的・効率的な解決及び達成、さらにには働く人の能力及び意欲の着実な向上が図られ、ひいては、その組織が提供する製品・サービスの品質・品質の確実な保証及び生産性の向上に寄与することができる。また、サービス産業(医療・福祉・運輸・教育など)への品質マネジメントの普及促進が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 0. 序文 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 小集団改善活動の種類 5. チーム改善活動の推進 6. QCサークル活動の推進 7. 小集団改善活動における経営者及び管理者の役割 附属書A 総合的品質管理における小集団改善活動の役割及び位置付け 附属書B 小集団改善活動の基本	なし	—	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法(業種普遍的なものに限る。)) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2020年8月	03.100.01	4	
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9029	マネジメントシステムのパフォーマンス改善－品質マネジメント教育の指針	Performance improvement of management systems - Guidelines for quality management education and training	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、品質マネジメントを適切に実践するために必要な品質マネジメント教育を計画し、実施し、評価し、改善する場合の指針を規定するものである。組織を取り巻く経営環境は大きく変化しており、各々の組織がその使命を着実に果たし続けるには、変化を的確に捉え、自組織の置かれた状況や自組織の強みに応じた経営目標・戦略を定め、その実現に向けて従来の仕事のやり方を変えていくことが必要になる。品質マネジメントは組織がこのような取り組みを行な際に役立つ方法論の一つであり、製造業だけでなくサービス業、小売業、さらにはエネルギー、通信、運輸、医療、福祉、教育、金融などのあらゆる分野で活用され、効果を上げている。品質マネジメントを実践する場合、組織の構成員一人ひとりが基本的な原則を理解した上で、方針管理、日常管理、小集団改善活動、品質保証などの具体的な活動に取り組む必要がある。しかし、これらの活動を適切に行なう能力を持った人材をどのように育成すればよいかについては、規範となるものが少なく、各組織がそれぞれの実情を踏まえて独自の階層別分野別教育体系及び品質マネジメント教育のしくみを構築している。そのため、中には、問題解決力などの必要な能力を持つ人材の育成が十分できておらず、結果として品質マネジメントを適切に実践できない組織もある。このため、標準化された適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、多くの組織に適用可能な品質マネジメント教育の具体的指針が示され、各組織においてそれぞれの状況に応じた適切な品質マネジメント教育が行われるようになる。品質マネジメント教育においては、トップマネジメントが果たすべき役割、育成すべき人材及び能力、階層別分野別教育体系などについての共通の理解が進むとともに、品質マネジメント教育の理解が進むとともに、品質マネジメント教育の運営のプロセス及び組織体制、品質マネジメント教育の計画、研修プログラムの運営、品質マネジメント教育の評価・改善、推進段階別、部門別及び地域別の品質マネジメント教育等が行われる。品質マネジメントの効果的な実施、延いては、その組織が提供する製品・サービスの品質・質の確実な保証及び生産性の向上に寄与することができる。また、サービス産業(医療・福祉・運輸・教育など)へのTQMの普及促進が期待できる。	主な規定項目は以下の通り。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語と定義 4. 品質マネジメント教育の基本 5. 品質マネジメント教育の運営のプロセス及び組織体制 6. 品質マネジメント教育の計画 7. 研修プログラムの運営 8. 品質マネジメント教育の評価・改善 9. 推進段階別、部門別及び地域別の品質マネジメント教育 附属書A 総合的品質管理における品質マネジメント教育の役割及び位置付け 附属書B 品質マネジメント教育の研修プログラムのカリキュラム例	なし	—	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2021年7月		1	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関 産業標準委員会	制定／改正／廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	制定	Q17029	適合性評価－妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項	Conformity assessment – General principles and requirements for validation and verification bodies	<p>【期待効果】 ISO 17029は、ISOの横断的委員会であるISO/CASCO(適合性評価委員会)において開発されたものである。</p> <p>妥当性確認(Validation)及び／又は検証(Verification)（以下、両者を指してVVと称することがある）を提供する機関の活動について、原則と要求事項を示すものであり、ISO/IEC 17000(ISO/IECにおける適合性評価の用語及び一般原則を記した規格)の附属書Aに記載されている“適合性評価への機能的アプローチ”(選択、確定、レビュー及び証明)に沿って記述されている。</p> <p>適合性評価を行う機関に関する規格としては、既にJIS Q 17021-1(ISO/IEC 17021-1にIDT、適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項)、JIS Q 17065(ISO/IEC 17065にIDT、適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025にIDT、試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)等、様々な適合性評価の分野で規格開発が行われている。しかし妥当性確認／検証に関しては、温室効果ガスの分野でJIS Q 14065(ISO 14065にIDT、温室効果ガス－認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項)が開発されているものの、妥当性確認／検証を全般的に規定するものは開発されていなかった。</p> <p>近年、適合性評価への要望は広がりをみせており、妥当性確認／検証は新しいタイプの適合性評価として様々な分野での活用が期待されており、VVを提供する機関に対する要求事項を定めるISO 17029への期待は高いものと考えられることから、ISO 17029とIDTの本JISを制定する必要がある。</p> <p>また、ISO 17029はISO 14065の上位に位置づけられており、今後、ISO 14065はISO 17029に整合させる形で改定が行われることになる。このため、IDTのJIS Q 14065の普及、効果的な活用のために、本JISの制定が必要であると考えられる。</p>	<p>【期待効果】 妥当性確認(Validation)は、意図された用途又は予測された成果についてのクライム(表明・主張等)に対する“信頼性に足るとの確認”(将来の活動の成果が対象)であり、検証(Verification)は、既に発生した事象又は既に得られた結果についてのクライムに対する“真実性の確認”(過去の情報に基づいた評価が対象)であり、製品認証や試験などの適合性評価が保証するものとは対象を異にするものである。</p> <p>この規格は、すべての業種に適用可能である妥当性確認／検証に活用することができる、認定機関による認定、国際的組織、規制当局、企業、消費者等がVV(いずれか、あるいは両方)を提供する機関を承認する際にも用いることができるものであり、我が国におけるVV機関の信頼性の確保に資するものになると考えられる。</p> <p>国際的にも、VVの信頼性の確保という観点から本規格を満たす必要が生じ得ることが十分に考えられることから、VV機間にとってもステークホルダーにとっても重要な意味をもつ規格であり、本JISの制定によって、国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲 用語及び定義 引用規格 原則 一般要求事項 組織運営機構に関する要求事項 資源に関する要求事項 妥当性確認／検証プログラム プロセス要求事項 情報に関する要求事項 マネジメントシステム要求事項 <p>附属書A(参考) 附属書B(参考) 附属書C(参考)</p>	IDT	ISO/IEC 17029:2019 Conformity assessment – General principles and requirements for validation and verification bodies	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	-	一般財團法人日本規格協会のWG	2021年7月	1	
JSA	04 管理システム規格	制定	Q21503	プロジェクト、プログラム及びポートフォリオマネジメントの手引き	Project, programme and portfolio management – Guidance on programme management	<p>ISO 21503:2017は、プロジェクトマネジメントの手引き(ISO 21500:2012/JIS Q 21500)、ポートフォリオマネジメントの手引き(ISO 21504:2015)とともに、先端的技術・システムの開発に不可欠なマネジメント構造の整備に資するものであり、以下の必要性が認められる。</p> <p>①あらゆる形態のプロジェクト／プログラム創成組織に適用される規格であることから影響が大きい。 ②グローバルな活動を行う我が国の産業界にとって、いまや必須の規格である。 ③そのうえ、本規格の主な国内ユーザーであるIT分野を始めとする産業界からは、JIS化への強い要望が寄せられている。 ④ JIS Q 21500(プロジェクトマネジメント規格、JIS発行済)、JIS Q 21504(ポートフォリオマネジメント、JIS開発中)に継ぎ、本件JIS Q 21503(プログラムマネジメント)の3規格が揃ってはじめてISOのミニマムな規格セット(PPPMと称する)となることから、開発が必要と考える。</p> <p>これらの理由により、同規格について、日本国内での認知度を向上させ、正しい理解を促進し、普及させる必要がある。</p>	<p>期待効果として次の点が挙げられる。</p> <p>①プログラムマネジメントの浸透の機会を創成し、国際的認知の高いPPP構造の最上位概念の理解が進むことで、我が国の産業界のグローバル化、国際競争力の強化につながる。 ②プログラムマネジメントに係る概念やプロセスが統一化されることで効率的な産業活動につながる。 ③プログラムやプロジェクトの目的、目標の明確化、計画の変更管理の根拠を与えることは、企業のIT投資やプロジェクトの成功確率向上につながる。 ④JIS化に当たり、国内IT産業や各種開発プロジェクトを行なう上で使用してきた用語とその整合を図ることで、多くの組織で受け入れられやすくなり、効果的に導入・運用されるものとなる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲 用語及び定義 引用規格 プログラムとプログラムマネジメントの概念 概要 プログラムの概念 プログラムマネジメントの概念 プログラムマネジメントの前提条件 概要 プログラムマネジメントの必要性の評価 組織へのプログラムマネジメントの導入 プログラムマネジメントの統制 プログラムの役割と責任の確認 プログラムのマネジメント 概要 プログラムの創成 プログラムの統合 プログラムマネジメントの実践 プログラムのコントロール ペネフィットマネジメント プログラムの終結 <p>参考文献</p>	-	ISO 21503:2017 Project, programme and portfolio management – Guidance on programme management	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人プロジェクトマネジメント学会のWG	2019年12月	03.100.01	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X0134-1	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェアアシュアランス—第1部:概念及び用語	Systems and software engineering — Systems and software assurance — Part 1: Concepts and vocabulary	アシュアランス(assurance, 主張が達成されたた、又は今後達成されるという正当な確信の根拠)の諸概念は、仕様に基づいて実装するという従来のシステム及びソフトウェア開発から、近年、市場に急速に普及する機械学習されたモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムにおける品質保証の観点から、今後ますます重要になる。すなわち、実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とし、実装の考え方方に加えて、システムのステークホルダによる議論及び合意形成(アシュアランス獲得)が重要となる。これに対応して、システム及びソフトウェアアシュアランスに関する規格がISO/IEC 15026規格群として制定されており、第2部であるISO/IEC 15026-2:2011はJIS X 0134-2:2016(アシュアランスクース)としてすでにJIS化されているほか、第3部の旧規格であるISO/IEC 15026:1998はJIS X 0134:1999(システム及びソフトウェアに課せられたリスク抑制の完全性水準)としてJIS化されている。このような状況から、特にその根幹をなすISO/IEC/IEEE 15026-1:2019のJIS化を図る必要がある。	規格を制定することにより、アシュアランスに関する概念及び用語の正しい認知が定着することになり、取引や合意の円滑化が期待されるとともに、実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とする従来の考え方方に加えて、システムのステークホルダによる議論及び合意形成(アシュアランスクース獲得)が重要となることへの日本企業への理解が進み、人工知能を含むシステム、サービス開発における国際競争力強化に繋がることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 この規格の構成 5 基本概念 6 ISO/IEC/IEEE 15026の複数の部の利用 7 ISO/IEC/IEEE 15026(規格群)及びアシュアランスクース 8 ISO/IEC/IEEE 15026(規格群)及び完全性水準 9 ISO/IEC/IEEE 15026(規格群)及びライフサイクル 10 まとめ	IDT	第2条の該当号: 第5号(用語)	法律の目的に適合している。 対象事項: 「情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。）」	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	4		
JSA	07 情報	制定	X5150-1	汎用情報配線設備—第一部:一般要件	Information technology—Generic cabling for customer premises—Part 1: General requirements	JIS X 5150は構内で使用する情報配線システム(LANシステム)について規定しているが、IoT(Internet of Things)社会の実現など、最新の技術を取り込む形で対応国際規格が改定された。 また、対応国際規格では、個別規格であった複数の規格を、共通的一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系として変更されていることから、対応国際規格の規格体系に合わせるために、JIS X 5150を廃止し、この規格及びJIS X 5150-2を制定する必要がある。 この規格は、情報配線システムの共通一般要件をまとめたものであり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行なうことが可能となる。	この規格を制定することによって、次の社会的な効果が見込まれる。 1) 一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことによって、ネットワークの相互接続への対応を容易にできる。 2) 最新の応用システムだけでなく、開発中の応用システムを含めた要求に対応が可能となる。 3) システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになると、によって、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義、略号及び添え字 4 適合性 5 情報配線システムの構造 6 チャネルの性能要件 7 リンクの性能要件 8 離線配線サブシステムの基準設計 9 ケーブルの要件 10 接続器具の要件 11 コードの要件 12 附属書A(規定) クラスA、B、C、D、E、EA、F、FA、I及びII平衡配線並びに光ファイバ配線のための適合試験手順 13 附属書B(規定) 平衡配線用接続器具の機械的及び環境性能試験	X5150	ISO/IEC 11801-1:2017 Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 1: General requirements	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法)	法律の目的に適合している。 対象事項: 「情報システム及び電磁的記録(構内情報配線システム)」	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年4月	35.200	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定改正廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X5150-2	汎用情報配線設備—第2部:オフィス施設	Information technology - Generic cabling for customer premises—Part 2: Office premises	この規格は構内で使用する情報配線システム(LANシステム)について規定しているが、IoT(Internet of Things)社会の実現など、最新の技術を取り込む形で対応国際規格が改定された。 また、対応国際規格では、個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系として変更されてから、対応国際規格の規格体系に合わせるために、JIS X 5150を廃止し、この規格及びJIS X 5150-1を制定する必要がある。 この規格は、情報配線システムのオフィス施設への適用を規定したものであり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行うことが可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになることによって、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	この規格を制定することによって、次の社会的な効果が見込まれる。 1) 一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことによって、ネットワークの相互接続への対応を容易にできる。 2) 最新の応用システムだけでなく、開発中の応用システムを含めた要求に対応が可能となる。 3) システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになることによって、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	X5150	ISO/IEC 11801-2:2017 Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 2: Office premises	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年4月	35.200	5	
JSA	07 情報	制定	X9305-2	情報技術—ユーザインターフェース—音声命令—第2部:構築及び試験	Information technology - User interfaces — Voice commands — Part 2: Constructing and testing	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後はカーナビゲーションシステムや家電分野において急速な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に様々であった為、情報技術における音声命令について、音声命令の発音上の要求事項と音声認識システムの性能評価方法を定めたISO/IEC 30122-2“音声命令-第2部(構築と検査)”が2017年2月にJIS発行された。今般の規格制定に伴い、そのJIS化を行うことにより、国内の関係者に早急に周知させるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が進む情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の音響的・技術的な品質が保たれ、音声命令の更なる普及が期待できる。	—	ISO/IEC 30122-2:2017 Information technology - User interfaces - Voice commands - Part 2: Constructing and testing	IDT	第2条の該当号: 第2号、第4号(設計方法、検査方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2019年12月	35.240.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSIA	07 情報	制定	X9305-3	情報技術－ユーザインターフェース－音声命令－第3部：翻訳及び地域対応	Information technology — User interfaces — Voice commands — Part 3: Translation and localization	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後はカーナビゲーションシステムや家電分野において急速な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に様々であった為、情報技術における音声命令について、音声命令を多言語に対応させるための指針を定めたISO/IEC 30122-3“音声命令－第3部：翻訳及び地域対応”が2017年2月にJIS発行された。今般の規格制定に伴い、そのJIS化を行うことにより、国内の関係者に早急に周知させるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が進む情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の多言語対応の品質が保たれ、音声命令の更なる普及が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・翻訳及び地域対応 - 枠組み - 互換性 - 単語や語句の決定方法	-	ISO/IEC 30122-3:2017 Information technology — User interfaces — Voice commands — Part 3: Translation and localization	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法) 対象事項: 情報通信機器、カーナビゲーションシステム、家電等の製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2019年12月	35.240.20	5
JSIA	07 情報	制定	X20246	ソフトウェア及びシステム技術－ソフトウェア及びシステム開発における作業生産物のレビューのプロセス	Software and systems engineering — Work product reviews	これまで、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト、及び保守に関わる作業生産物レビューについては、SIベンダー及び特定の個人のノウハウに依存することなく一定水準の作業生産物のレビューの実施が可能になるとともに、ソフトウェア及びシステムの開発において製品の品質が向上することが期待され、並びに国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。 一方、システムの活用は企業内にとどまらず、直接企業の顧客が利用したり、組込みソフトウェアとして日常生活に不可欠な要素になってきており、従来にもまして高い品質が求められ、また、品質に対する説明責任の重要性も増しており、品質確保のためにレビューの重要性はますます高まっている。 このような状況において、透明性及び可視性の高く、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト及び保守に関わる全ての組織が参照・使用できる標準的な作業生産物レビューのプロセス、アクティビティ、タスク、レビュー手法の規格は重要性を増している。国際規格でもこのような状況を踏まえ、作業生産物レビュー規格がISO/IEC 20246として2017年に制定されている。 このため、国内においても国際規格と整合性のある実態に即したレビュー規格をJISとして制定する必要がある。	規格を制定することによって、SIベンダー及び特定の個人のノウハウに依存することなく一定水準の作業生産物のレビューの実施が可能になるとともに、ソフトウェア及びシステムの開発において製品の品質が向上することが期待され、並びに国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 コンポーネンツ 5 作業成果物レビュー 6 作業成果物レビュープロセス 7 レビュー手法 8 附属書A(規定)レビューの文書化	ISO/IEC 20246:2017, Software and systems engineering — Work product reviews	IDT	第2条の該当号: 第6号(品質) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	3	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	業種 標準作成委員会	制定／改正／廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	X21841	システム及びソフトウェア技術－システム オブ システムズの分類方法	Systems and software engineering — Taxonomy of systems of systems	【制定・改正する理由(必要性)】 ネットワークを介してシステム間接続が急速に進み、様々な領域での利用が拡大している社会環境にあって、システムが、自身の目的に沿って開発され運用される一方で、より迅速かつ大きな別の新たなサービスを目的としていたシステム オブ システムズ(SoS: System of Systems)に、そのシステムが当初の想定にあるかないかに問わらず、構成要素の一つとして組み込まれるケースが増えている。個々のシステムは、それ独自の利用目的のために開発・運用・改良・保守されるのと並行して、それらを相互運用するSoSに組み込まれれば、システムは運用時又は改良時に、組み込まれたSoSに影響を及ぼし、また、その個々のシステムもSoSの開発・運用・改良・保守から影響を受けるといったリスクを抱えることになる。 ISO/IEC/IEEE 21841:2019は、システム オブ システムズ(SoS)の標準化された分類方法を定義し、四つのタイプによりエンジニアリングのアプローチが異なり、SoSの運用、マネジメントの程度が異なることを示す国際規格として制定されている。これによって、SoSの各タイプ別の特徴・特性とのリスクに対して、ステークホルダーの理解を促進し、SoSの開発・運用・改良・保守及び取引についての合意形成を迅速かつ円滑なものにする。 また、システムエンジニアやソフトウェアエンジニアが、SoSの各タイプ別の特徴・特性を把握することを促進することで、リスクに応じて効率化したシステムズ・エンジニアリングやマネジメントの手法・プロセスを、SoS及び個々のシステムの開発・運用・改良・保守について計画し対策することを可能にする。 このような状況から、個々のシステムのリスクを解消するためには、システム オブ システムズ・エンジニアリング(SoSE)と関連させたこのSoS分類方法を国内に広く普及させる必要があり、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、SoSの分類方法が明確となり、SoSの開発・運用・改良・保守及び取引について、より迅速かつ円滑に合意形成されることが期待される。 また、システムエンジニアやソフトウェアエンジニアが、SoSの各タイプの特徴・特性を把握し、そのリスクに事前に対策できるよう効率化したエンジニアリングやマネジメントの手法・プロセスを用いることで、SoS及び個々のシステムの開発・運用・改良・保守の作業を効率化できることが期待される。 さらに、上記はSoSの品質や安全性を高め安定化させることにつながり、特に、ヘルスケア、輸送、エネルギーといった公共インフラシステムのSoS化進行も含む様々な領域での巨大かつ系統的な社会技術システム(Sociotechnical systems)の実現及び持続性の向上が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 概念及び適用 5 システム オブ システムズの分類方法	ISO/IEC/IEEE 21841:2019 Systems and software engineering — Taxonomy of systems of systems	IDT	第2条の該当号: 第6号、第7号(電磁的記録の種類、使用方法) 対象事項: 電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	1		
JSA	07 情報	制定	X22123-1	情報技術－クラウドコンピューティング－第1部:用語	Information technology - Cloud computing: Part 1: Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 クラウドコンピューティングは、これから情報化社会の根幹として、IoTやスマートシティなど、インターネットを基底としたコンピュータ資源の共有と利用形態(スケーラブルで弹性的なある共用可能な物理的又は仮想的なリソース資源へのネットワークアクセス)を提供するものである。しかし、市場で使われているクラウドコンピューティングの用語や定義は、業界や市場さらに政府調達や政府ガイドラインにおいても、必ずしも統一的に定義されたものではなく、それぞれが独自に定義し使用している。 現在、クラウドコンピューティングの分野で使用される語彙の用語及び定義並びに概要について、ISO/IEC 17788:2014に基づきJIS X 9401(情報技術－クラウドコンピューティング－概要及び用語)が制定されている。一方、国際規格は、JIS X 9401の対応国際規格であるISO/IEC 17788を含め、ISO/IEC 17789、ISO/IEC 19086、ISO/IEC 19941、ISO/IEC 19944などクラウドコンピューティングに関する国際規格から関連の用語及び定義を抽出し、網羅的・統一的に示す用語集として、2021年にISO/IEC 22123-1(Information technology - Cloud computing: Part 1: Vocabulary)が新たに制定された。このような状況から、これらの情報化社会の根幹となるクラウドコンピューティングの技術の実態に即した用語及び定義にJISを改める必要があり、国際規格との整合性を図ながら、すでにJIS規格として制定されているJIS X 9401:2016を包含し、規格体系も国際規格に合わせて、新たな規格群としてJISを制定する必要がある。このため、このJISの制定に伴い、JIS X 9401を廃止する必要がある。 ISO/IEC 22123規格体系における後続するパートについて、ISO/IEC 22123-2 (Part 2:Concepts)は委員会段階、ISO/IEC 22123-3 (Part 3:Reference Architecture)は提案段階に進み規格開発が進んでいる。	【期待効果】 今回、国際規格においてクラウドコンピューティングに関する用語の棚卸しを行ってまとめたISO/IEC 22123-1を基にJISを制定し、利用を促すことにより、クラウドコンピューティング用語の使いやすさの向上が図られるとともに、市場での不便や混乱が解消され、国際的に通用する市場形成に役立つことが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義	JIS X 9401:2016 Information technology - Cloud computing: Part 1: Vocabulary	IDT	第2条の該当号: 第5号(電磁的記録の用語) 対象事項: 電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	1		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	X23396	ソフトウェア及びシステム技術－ソフトウェア及びシステム開発における作業生産物のレビューのツールの能力	Systems and software engineering – Capabilities of review tools	【必要性】 システムの活用は企業内にとどまらず、直接企業の顧客が利用したり、組み込みソフトウェアとして日常生活に不可欠な要素になっており、従来にもまして高い品質が求められ、また品質に対する説明責任の重要性も増しており、品質確保のためにレビューの重要性はますます高まっている。 大規模なプロジェクトにおいては、1,000件を超えるレビュー指摘事項があり、これらに対する対処を漏れなく実施するためには、ソフトウェアツールの利用が不可欠となっていている。 従来は、レビューツールとして具備すべき能力の規範は規定されておらず、ツールベンダー又は文書編集ツールベンダーが個別に能力を提供してきたおり、文書にメモを付与するだけの能力から、レビューの指摘事項すべての状態管理をする能力を備えるものまで千差万別であり、利用者は何をもってレビューツールとするのかさえ不明瞭であった。 このような状況において、レビューツールが具備すべき能力を規定する国際規格であるISO/IEC 23396が2020年7月に出版された。ISO/IEC 23396は、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト並びに保守に関与するすべての組織が使用できる作業生産物レビューを支援するソフトウェアツールが具備すべき能力を規定している。また、ISO/IEC 23396は、生産物レビュープロセスを規定する国際規格ISO/IEC 20246(2020年度JIS原案作成中)との整合性もどちられている。 このため、国内においてもISO/IEC 23396と整合性のとれた最新のレビューツール規格を制定し、普及させる必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することにより、利用者がレビューツールを採用する際に、客觀的かつ透明性が高い基準に基づく合理的なツールの評価、選定が可能となる。また、適切なレビューツールの活用によりソフトウェア及びシステムの開発において製品の品質を向上することが期待される。さらに、国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 レビューツールのオブジェクトモデル 5 レビューツールのエンティティ 6 レビューツールの能力	IDT	ISO/IEC 23396:2020, Systems and software engineering – Capabilities of review tools	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	1		
JSA	07 情報	制定	X23761	EPUBアクセシビリティ－EPUB出版物の適合性及び発見性の要求事項	ISO/IEC 23761 Digital Publishing – EPUB Accessibility – Conformance and Discoverability Requirements for EPUB Publications	【必要性】 近年、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書パリアフリー法)の制定(2019年)及び「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の批准(2018年)を受けて、印刷物だと判読できない人にも読めるような電子書籍(アクセシブルな電子書籍)を推進することが必要になってきている。そのために、電子書籍がアクセシブルかどうかを明示する方法が強く望まれている。 一方、電子書籍がアクセシブルかどうかを明示するための規格として、EPUB出版物のアクセシビリティを検証するためのコンテンツ適合性要求事項、及びEPUB出版物を検出可能にするためのアクセシビリティデータ要求事項を規定したISO/IEC 23761が制定されている。このような状況から、この国際規格を基に日本語固有の情報も追加し、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、電子書籍のアクセシビリティがどこまで達成されているかが出版側にも利用者にも把握できるようになり、アクセシブルな電子書籍が必要とする人(印刷物だと判読できない人)にとっては、自分にとってアクセシブルな電子書籍を入手することが容易になる。出版する側としては、EPUB電子書籍がどこまでアクセシブルかを意識する機会となるとともに、国際整合したJISの制定によって、電子書籍の市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 スコープ 2 引用規格 3 用語及び定義 4 成功技術 5 古い版への適用 6 適合性クラス 7 発見可能性 8 アクセシブルな出版物 9 最適化された出版物 10 配布	IDT	ISO/IEC 23761:2021 Digital Publishing – EPUB Accessibility – Conformance and discoverability Requirements for EPUB Publications	第2条の該当号: 第8号(電磁的記録に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	1		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年7月5日現在

認定機関	産業標準委員会	制定/改正/廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X25020	システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)－品質測定の枠組み	Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality measurement framework	顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム／ソフトウェアなどの品質測定に関する事項を明確にし、合意形成することは重要である。また、品質モデルを用いてどのように品質測定量を定義するのか、品質測定の計画と実行、測定結果の適用の手順を示すことによって、品質測定を行う技術者や組織にとって有用な情報を提供できる。 このような観点から、システム及びソフトウェア品質要求及び評価に関する規格群ISO/IEC 25000(SQuaRE)シリーズの品質測定(ISO/IEC 25020:2019)が制定されている。一方、品質モデルに対応するISO/IEC 25010:2011は、JIS X 25010:2013(品質モデル)として既にJIS化されていることをはじめとして、この規格を引用することによって、規格を構成しているISO/IEC 25021、ISO/IEC 25022、ISO/IEC 25023、ISO/IEC 25024も既にJIS化されている。 このような状況から、日本の業界が品質測定を活用できるようにするため、品質測定とは何か、品質モデルを用いてどのように品質測定量を定義するのか、品質測定の計画と実行をどのように行うのか、測定結果をどのように適用していくのかなど、品質測定に関する手順及び技法を規定しているISO/IEC 25020:2019を基にJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム／ソフトウェアなどの品質測定に関する事項を明確にし、合意形成することは重要である。また、品質モデルを用いてどのように品質測定量を定義するのか、品質測定の計画と実行、測定結果の適用の手順を示すことによって、品質測定を行う技術者や組織にとって有用な情報を提供できる。 このように観点から、システム及びソフトウェア品質要求及び評価に関する規格群ISO/IEC 25000(SQuaRE)シリーズの品質測定(ISO/IEC 25020:2019)が制定されている。一方、品質モデルに対応するISO/IEC 25010:2011は、JIS X 25010:2013(品質モデル)として既にJIS化されていることをはじめとして、この規格を引用することによって、規格を構成しているISO/IEC 25021、ISO/IEC 25022、ISO/IEC 25023、ISO/IEC 25024も既にJIS化されている。 このような状況から、日本の業界が品質測定を活用できるようにするため、品質測定とは何か、品質モデルを用いてどのように品質測定量を定義するのか、品質測定の計画と実行をどのように行うのか、測定結果をどのように適用していくのかなど、品質測定に関する手順及び技法を規定しているISO/IEC 25020:2019を基にJISを制定する必要がある。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 略語 5 適合性 6 品質測定	ISO/IEC 25020:2019, Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality measurement framework	IDT	第2条の該当号: 第8号(測定方法)	法律の目的に適合している。 対象事項: ・情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	3	
JSA	07 情報	制定	X33004	情報技術一プロセスマセメント一プロセス参考モデル、プロセスマセメントモデル及び成熟度モデルの要求事項	Information technorogy - Process assessment - Requirements for process reference, process assessment and maturity models	【制定・改正する理由(必要性)】 IoT時代においては、他社開発のソフトウェアと自社開発のソフトウェアを結びつける必要があり、結び付けの複雑性及び規模は増大する傾向にある。そのため、ソフトウェアの高い開発プロセス能力水準への到達及び維持が必要であり、それにはプロセスマセメント手法が有効である。プロセスマセメント手法を理解する上で、ベースとなるプロセスマセメントモデルの考え方の理解が求められるが、現状、我が国では、適切な標準が存在していない。 また、アジャイル開発、モデルベース開発、セキュリティ、機能安全等、新たなソフトウェア開発プロセスへの対応も求められている。そのため、既存プロセスに対するアセスメント追加スキルや新たなプロセス構築スキルが必要であり、それにはプロセスマodelの構築の考え方の理解が有効であるが、同じく我が国では、適切な標準が存在していない。 一方、ヨーロッパでは既に自動車業界を中心としてプロセスマセメントが実施されており、現在、ソフトウェア開発プロセスマセメント手法に関する国際規格であるISO/IEC 33000(33K)シリーズのJIS化を進めています。33Kシリーズの概念、用語定義及びアセスメント手順を規定したISO/IEC 33001及びISO/IEC 33002、アセスメントに関わる統計処理の解釈法の定義を与えるISO/IEC 33003、並びにこの解釈法に基づき具体的な採点を実施するための方針論を定義するISO/IEC 33020については、JIS X 33001～JIS X 33003及びJIS X 33020(開発中)としてJIS化されています。 さらに、この33KシリーズのISO/IEC 33004は、アセスメントに使うプロセスマセメントモデル、プロセスマセメントモデル、成熟度モデルへの要求事項を規定した規格であり、アセスメントに対して、プロセスマセメントモデルの理解を深めることで、精度の高いアセスメントの実施とプロセスマセメントの促進を可能とし、また、プロセス改善を担うSEPG(ソフトウェアプロセス改善者)及び現場のソフトウェア開発技術者に対して、プロセスマodelの構築に対する理解の向上が可能となる規格である。これにより製品品質や安全性の向上を図ることが可能である。 このような重要性を鑑み、ISO/IEC 33004の理解及び普及を促進するため、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定により、国内におけるプロセスマセメントの実施が促進され、当該市場への組込みソフトウェアを含むサプライヤー部品を輸出している輸出額の維持・拡大が期待できる。 また、プロセスマセメントは、自動車業界だけでなく、保険、金融、医療、セキュリティ等へ拡大されようとしており、このJISの制定により、この流れの促進が期待できる。 さらに、この規格の制定により、アセスメントによるプロセスマセメントモデルの理解、SEPGや現場のソフトウェア開発技術者のプロセスマodelの理解の促進を通じて、製品品質や安全性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 プロセスマodelの要求事項 5 プロセスマセメントモデル 6 プロセスマセメントモードル 7 成熟度モデル	ISO/IEC 33004:2015 Information technorogy - Process assessment - Requirements for process reference, process assessment and maturity models	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法)	法律の目的に適合している。 対象事項: ・電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月		1	